

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第十五次テラスハウス建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目七番二号

鳩山ニュータウン第十五次テラスハウス建築協定委員長 金子 享

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目千四百八十六番三百二十六他七筆